



は、生活保護基準を上回る保険給付の実現についても、足枷となったこと、また特に社会保障制度に関して内閣総理大臣に勧告ができる唯一の権限を有する社会保障制度審議会は、普遍的な最低生活保障案を現実重視の方針から退け続け、勧告に盛り込むことすらしなかったことであり、こうした状況に財政難が加わることで、最低生活保障は生活保護にのみ委ねるというシステムが形成され今日まで続いてきたということである。こうしたことから、この期の日本において普遍的な最低生活保障が実現できなかった社会的要因には、ベヴァリッジ型定額給付以外の最低保障案を顧みなかった社会保険制度調査会や社会保障制度審議会の存在も大きかった、ということである。」

#### [論文審査の結果の要旨]

論文については、以下のように評価された。

研究テーマは、先行研究の批判的考察から引き出されて独自なものであり、しかも社会保障の基本問題にかかわる最重要課題について設定された。まずこの点が高く評価される。

研究方法は文献資料による分析と考察であるが、その方法は第一次資料に立ち入って執拗かつ綿密に行われた。執拗に過ぎてか文章表現が込み入っている部分もあるが、真摯かつ精密を期して実証性の高い論文となったことは評価される。

テーマに関する本研究の結論は、独自性に富む。

本研究は論争をよぶ独自の知見を提示するとともに、多少論述が込み入ってもいるので、著書とする際には一層の推敲が望まれる。

審査会においては、申請者による論文内容の発表を聴取した後、研究内容の詳細につき質疑を行い、併せて関連分野についての知見等についても質疑を行った。

そのさい、論述がこみいっていてわかりにくい点などについて確かめる質疑応答もあった。

以上により、論文審査および最終試験の結果に基き、審査委員会において慎重に審査した結果、本論文が博士（保健福祉学）の学位に十分値するものであると判断された。

#### [学力の確認の結果の要旨]

海野恵美子は、早稲田大学大学院経済学研究科修士課程を終了（修士の学位所得）後、慶応大学大学院経済学研究科博士課程に満期修学し単位取得済み退学ののち、諸大学の教員を歴任し、現在、浦和大学で教授を務められ、内外の社会保障問題を研究し、その緻密な諸研究によって学会に知られている。この経歴からして海野恵美子の学力は、大学院博士課程修了の水準を十分満たしていると判定された。